

学校林現況調査報告書

(平成23年調査)

平成25年 6月

公益社団法人 国土緑化推進機構

はじめに

本調査報告書は、学校林活動の推進を目的に、林野庁、文部科学省のご指導をいただき、各都道府県緑化推進委員会をはじめ、関係者の皆様のご協力により、平成23年～24年の2カ年をかけて学校林の保有校数、利用状況の現況を調査し、取りまとめたものです。

近年、青少年に「自然体験」や「奉仕体験」の機会を与えることの重要性が広く認識され、「森林の世紀」とも言われる21世紀において、将来を担う青少年の森林における自然体験活動の充実が求められています。

このような中、明治以来の古い歴史を持っている学校林は、青少年の森林体験活動を行う上で絶好の場となっております。当機構としましては、「国民参加の森林づくり運動」の一環として、学校林の整備の促進、全日本学校関係緑化コンクールの表彰などにより、学校林活動の推進に努めているところです。

学校林現況調査は、昭和49年以来ほぼ5年毎に調査を実施し、学校林の管理や利用上の問題点、学校林活動の内容等を取りまとめており、今後の学校林活動の効果的な推進に当たり、ご活用いただければ幸いです。

終わりに、本調査報告書の取りまとめに当たり、東京大学大学院 永田信教授、愛媛大学大学院 奥山洋一郎助教、（財）林業経済研究所のご協力を得ました。ご多忙の中でのご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成25年6月

公益社団法人国土緑化推進機構
理事長 佐々木 毅



目 次

はじめに	1
1章 調査の概要	3
2章 学校林の現況	4
1 保有校数・面積	4
2 設置年	7
3 学校からの距離	8
4 樹種	9
5 所有形態	10
6 管理体制	11
7 設置目的	12
8 今後の方針	13
9 利用の有無	14
10 利用の内容・頻度	16
11 活動内容	17
12 木材の利用	19
13 利用上の問題点	20
14 利用に対する支援	21
15 防災上の位置づけ	22
3章 調査結果のまとめ：今後の課題	23
参考資料	
学校林現況調査票・記入方法	



1章 調査の概要

1 調査の目的

公益社団法人 国土緑化推進機構では、1950（昭和25）年以来学校林活動の推進を図ってきており、1974（昭和49）年からほぼ5年ごとに学校林現況調査を行ってきた。従来調査との継続性を重視しつつ、近年は学校林での木材利用の状況や、森林環境教育、自然体験学習などの新しい役割を担うための地域社会との連携、学校林活動への支援状況、防災上の位置づけ等についての調査項目を充実させた。

将来を担う若い世代に対する森林教育が求められている中で、学校林の一層の活用を図ることが課題となっており、本調査はそのための基礎資料を提供するものである。

2 調査の方法

各都道府県の緑化推進委員会に調査票を送付し、国土緑化推進機構がその結果を取りまとめた。なお、集計・分析は財団法人 林業経済研究所が担当した。

3 報告書の構成

1章（本章）は調査の目的、概要を示した。2章では、学校林の現況について全国調査結果について報告した。3章では、調査結果をまとめると共に、自由記述欄での意見を参照しながら、学校林の利用を促進するための支援のあり方、今後の課題を考察した。

図表一覧

表-1 学校林保有校数 面積の推移	図-7 学校林利用の有無
表-2 学校林保有校数 面積 ：1974年、2006年との比較	表-10 学校種別利用の有無
表-3 都道府県別学校林保有校数・面積	図-8 都道府県別の学校林利用率
図-1 都道府県別学校林面積	表-11 利用できない理由
図-2 都道府県別学校林保有校の割合	表-12 利用の内容・頻度
図-3 学校林設置年	表-13 活動内容
図-4 校舎から学校林までの距離	表-14 活動の記入数
表-4 1km以上の学校林（2539箇所）の距離内訳	表-15 活動内容の分類
表-5 学校敷地内、隣接地の学校林割合が多い県	図-9 木材利用の有無
表-6 学校林の樹種	表-16 木材利用の内容
表-7 学校林の所有形態	表-17 利用上の問題点
表-8 学校林の管理体制	図-10 利用支援の有無
図-5 学校林の設置目的	表-18 利用支援の主体と内容
図-6 学校林の今後の方針	表-19 防災上の位置づけ
表-9 拡大・縮小の理由	表-20 都道府県ごとの防災位置づけ数

2章 学校林の現況

1 保有校数・面積

全国の学校林保有校数は2677校、面積は17777haであった。学校林保有校数・面積は1980年調査から減少傾向が続いているが、小学校・中学校・高等学校の全ての学校種別で2006年調査よりも低い値となった。2006年調査と比べると、全体では学校数は87.5%、面積は88.4%だが、高等学校の学校数の減少（82.6%）が目立つ。これは専門高校が改組される中で、旧林業科が廃止・改組されている動きと関係しているだろう。

学校林を保有する小学校数は234校減少しているが、後述するように今後も廃止・縮小を検討している学校は多い。また、中学校は調査の最も古い記録が残る1974年から比べると、学校数は39%、面積は42%と最も多く減少している。中学校は人口減少による統廃合が小学校より先行していたことも考慮するべきだが、利用率でも他の学校種よりも低いという結果になっている。教育課程への位置づけも含めて、学校林利用を促進する方策、管理の支援策が必要とされている。

なお、2006年調査時以降に設置された学校林だが、48箇所：138haとなっている。これは、前回の直近5年間の新規設置数（94箇所：785ha）よりも少なくなっている。この変化は、2002年からの国有林の「遊々の森」のような大規模な学校林新設の動きが少なかったことが、影響していると考えられる。

表-1 学校林保有校数・面積の推移

年度	合計		小学校		中学校		高等学校		その他	
	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha
1974	5256	28665	3030	12375	1664	8608	582	7681		
1980	5692	29179	3215	12597	1776	8761	701	7820		
1985	4850	28460	2757	12677	1390	6889	603	8864		
1991	4514	23889	2699	9302	1244	6230	571	8357		
1996	3838	25460	2284	10599	985	4781	569	10081		
2001	3312	21030	1980	7336	820	4236	512	9457		
2006	3057	20106	1858	7009	733	4390	466	8706		
2011	2677	17777	1624	6052	645	3613	385	7987	23	125

表-2 学校林保有校数・面積：1974、2006年との比較

	合計		小学校		中学校		高等学校	
	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha	学校数	面積 ha
2011年/1974年	50.9%	62.0%	53.6%	48.9%	38.8%	42.0%	66.2%	104.0%
2011年/2006年	87.5%	88.4%	87.4%	86.3%	88.0%	82.3%	82.6%	91.7%

表-3 都道府県別学校林保有校数・面積

		学校林保有校数					学校林面積 (ha)				
		合計	小学校	中学校	高等学校	その他	合計	小学校	中学校	高等学校	その他
1	北海道	103	69	24	10	0	1141.0	373.1	158.1	609.8	0.0
2	青森	80	58	13	9	0	387.4	299.4	44.0	44.1	0.0
3	岩手	105	65	28	12	0	508.8	287.4	147.5	73.8	0.0
4	宮城	41	22	8	11	0	455.1	112.5	32.1	310.5	0.0
5	秋田	51	36	14	1	0	442.3	302.4	111.0	28.8	0.0
6	山形	125	85	30	10	0	894.6	344.7	150.2	399.7	0.0
7	福島	107	61	35	9	2	1028.8	430.9	225.0	360.0	12.9
8	茨城	42	30	8	4	0	119.3	40.6	31.1	47.6	0.0
9	栃木	71	35	21	14	1	265.8	72.7	67.7	122.2	3.1
10	群馬	54	22	23	9	0	545.1	151.5	168.8	224.8	0.0
11	埼玉	100	83	14	3	0	109.4	38.9	6.0	64.5	0.0
12	千葉	44	24	9	9	2	128.4	25.9	12.6	86.8	3.1
13	東京	34	5	11	12	6	442.0	13.6	60.8	337.1	30.6
14	神奈川	26	15	6	3	2	137.3	58.1	12.0	30.2	37.0
15	新潟	87	53	26	8	0	599.3	81.4	284.6	233.3	0.0
16	富山	13	9	3	1	0	12.1	5.5	5.9	0.7	0.0
17	石川	19	11	5	3	0	49.0	10.8	12.9	25.3	0.0
18	福井	16	11	4	1	0	153.0	15.5	7.5	130.0	0.0
19	山梨	42	27	10	5	0	367.3	93.0	55.9	218.4	0.0
20	長野	200	114	43	38	5	1149.8	436.0	194.6	515.1	4.1
21	岐阜	38	14	19	5	0	172.5	44.8	38.4	89.3	0.0
22	静岡	61	27	14	20	0	366.4	95.0	100.1	171.4	0.0
23	愛知	56	42	9	5	0	545.2	137.7	27.6	379.9	0.0
24	三重	28	17	6	5	0	81.6	19.4	14.4	47.8	0.0
25	滋賀	31	22	5	4	0	291.1	150.3	29.9	110.9	0.0
26	京都	27	12	9	3	3	56.3	27.5	7.3	17.8	3.8
27	大阪	10	6	2	2	1	42.9	6.9	3.0	4.9	28.2
28	兵庫	29	22	5	2	0	208.3	71.5	49.5	87.3	0.0
29	奈良	8	2	4	2	0	33.1	3.6	7.7	21.8	0.0
30	和歌山	31	23	7	1	0	128.6	74.5	9.4	44.8	0.0
31	鳥取	36	27	5	4	0	241.6	35.1	6.7	199.9	0.0
32	島根	27	17	6	4	0	214.3	14.2	11.3	188.9	0.0
33	岡山	58	45	7	6	0	609.2	159.0	93.5	356.7	0.0
34	広島	29	16	7	6	0	178.0	54.7	49.4	74.0	0.0
35	山口	67	37	19	11	0	308.6	132.8	63.3	112.5	0.0
36	徳島	28	20	3	5	0	115.3	43.2	26.0	46.1	0.0
37	香川	13	8	3	2	0	91.9	67.4	6.7	17.7	0.0
38	愛媛	49	17	13	18	1	273.6	83.2	58.3	130.0	2.1
39	高知	105	51	25	29	0	1210.1	159.9	284.6	765.6	0.0
40	福岡	32	16	8	8	0	132.1	20.9	33.5	77.7	0.0
41	佐賀	6	3	0	3	0	44.8	9.2	0.0	35.7	0.0
42	長崎	45	27	14	4	0	175.4	54.2	22.5	98.8	0.0
43	熊本	110	70	25	15	0	655.4	253.8	111.2	290.5	0.0
44	大分	66	37	18	11	0	530.7	259.5	70.5	200.7	0.0
45	宮崎	106	59	35	12	0	564.0	214.3	151.6	198.1	0.0
46	鹿児島	215	151	41	23	0	1437.8	665.7	548.5	223.6	0.0
47	沖縄	5	1	1	3	0	131.8	0.1	0.4	131.8	0.0
	合計	2677	1624	645	385	23	17776.5	6052.0	3613.0	7986.7	124.8

学校の全体数に対する学校林保有校の割合は7.1%であり、2006年調査時（7.8%）、2001年調査時（8.2%）よりも減少している。学校種別で見ると、小学校が7.4%、中学校が5.9%、高等学校が7.4%となり、中学校の割合が低い。

学校林は一つの学校が複数保有する例もあるため、学校林数は3440箇所となった。これは2006年調査時と比べると14%：556箇所減少しており、前回の減少幅（2001年→2006年：10%）よりも大きくなっている。学校林の地域性だが、北海道・東北と九州に大きな面積を保有する県が多いが、個別に見ると長野県、高知県等も大きな面積を保有している。首都圏や近畿の都市部の都府県の面積は小さい。また、保有校数については都市部では小規模な学校林を保有している学校も多く必ずしも面積と同等にはならないが、各都道府県の学校数の中に占める割合でみると、学校数の多い北海道を除くと、ほぼ面積の分布と同じ結果となった。都市部においては、学校林を保有する学校の割合は少なく、森林での体験学習の機会確保が難しいといえる。

なお、2006年調査から比べると、茨城、埼玉、石川、滋賀、奈良、和歌山、愛媛の各県で学校林保有校数が増加している。前は首都圏の都県、大阪府などで増加が見られたが、今回は特に地域性はなく、埼玉県で15校増加したのが目立つ結果となった。教育環境の変化への対応も考慮しながら、利用しやすい学校林導入支援のあり方を検討する必要がある。

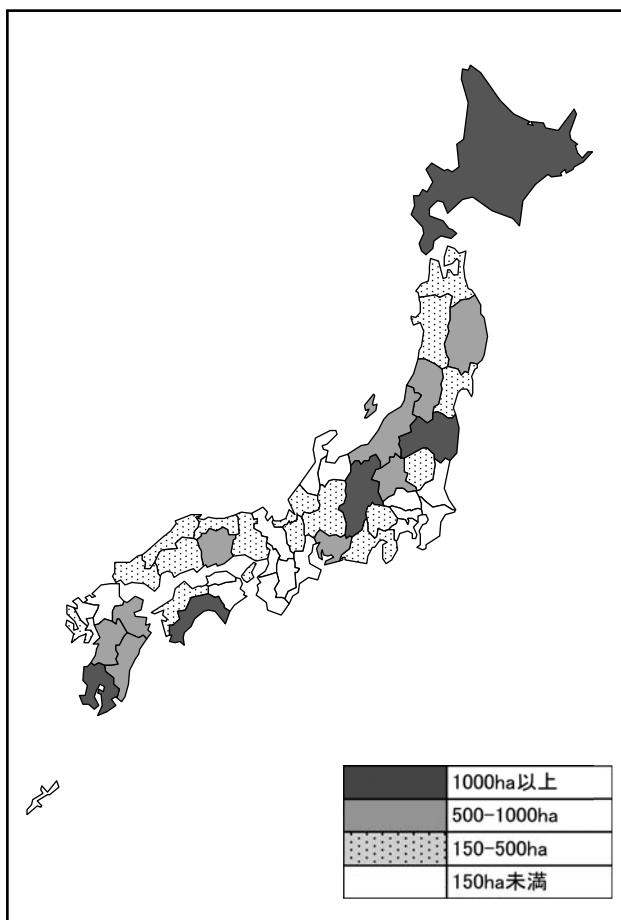


図-1 都道府県別学校林面積

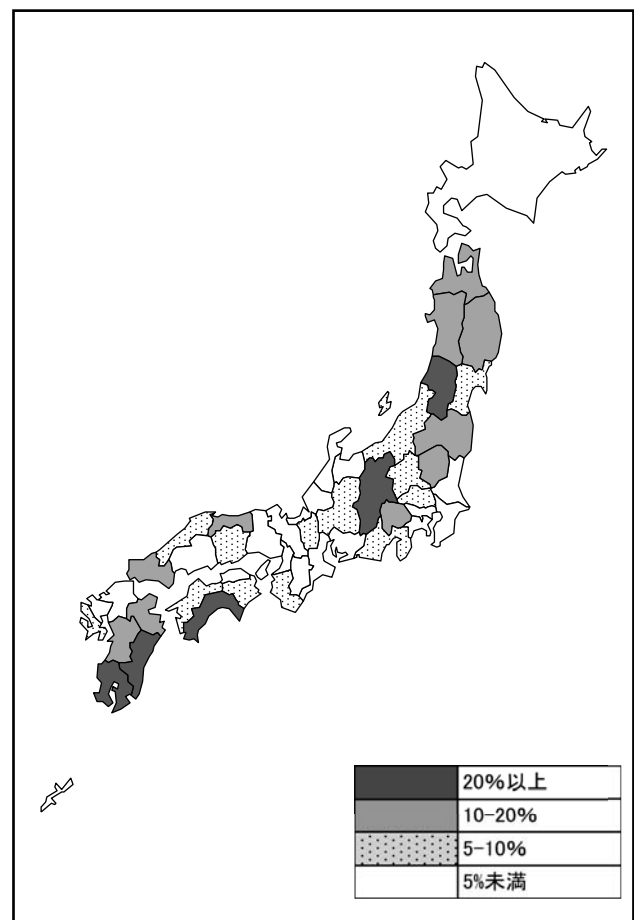
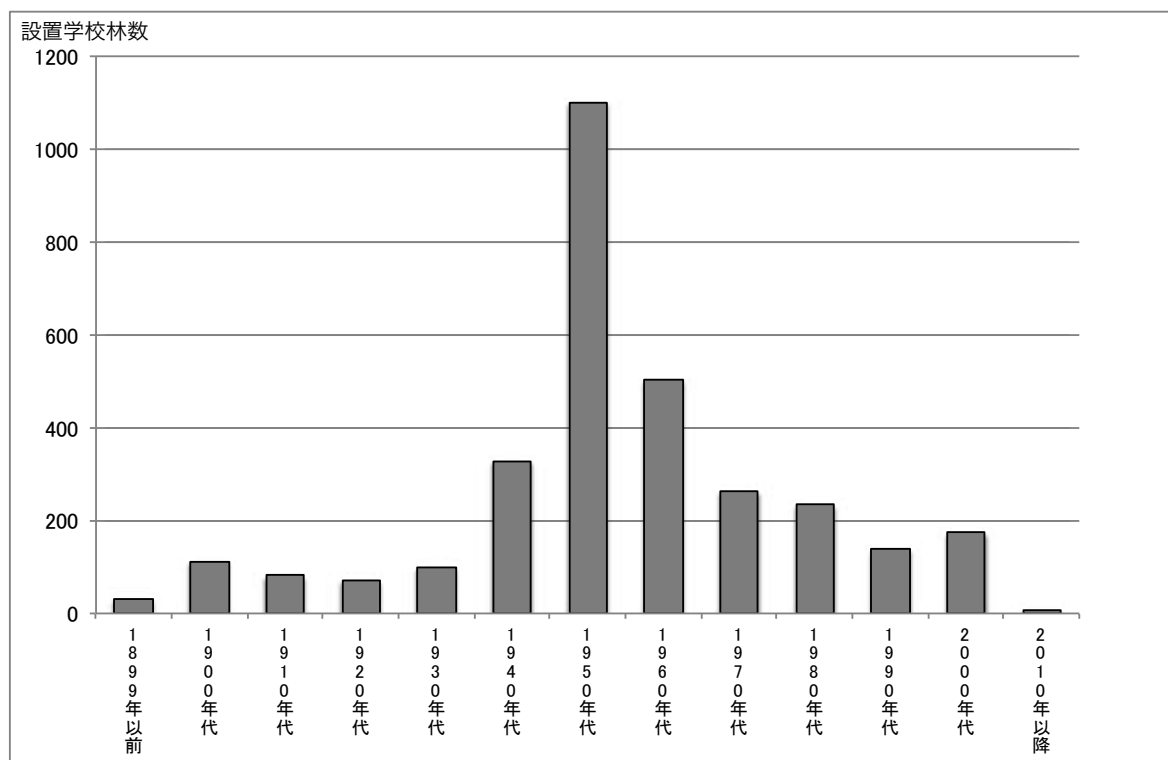


図-2 都道府県別学校林保有校の割合

2 設置年

学校林の設置年であるが、もっとも集中しているのが1950年代である。この時期の学校林設置については、国土復旧のために緑化運動と関係しており、その一翼を担う形で、学校植林五ヶ年計画が樹立される。学校植林五ヶ年計画は1949年からの第一次、1954年からの第二次にわたって実施されるが、この時期に大量に設置された学校林が現在も多く存在している。また、戦前には1940年前後の第二次世界大戦の直前期にも多くの学校林が設置されているが、愛国教育とリンクした形での愛林思想が広がった時期である。戦後は1960年代までの設置が多いが、これは昭和の大合併により、旧市町村有林を継承する際に地域の財産として、学校のために使うという選択を行った事例が相当数含まれる。1900年代にも小さな山があるが、この期間は文部省により学校林設置の指示が全国に出されており、学校林が急速に普及していく時期である。

その一方で、これらの歴史の古い学校林の多くは学校の基本財産や建築資材として設置されたものであり、学校から遠距離の場所も多く現在は利用が低調な場所が多い。借地や分取契約が満了した場合には学校林契約が解除される可能性も高く、近年の市町村合併や学校統廃合の影響も含めて、学校林数や面積の今後は予断を許さない状況である。



年	1800年代	1900-1909年	1910-1919年	1920-1929年	1930-1939年	1940-1949年	1950-1959年
学校林数	32	113	82	75	100	332	1100
年	1960-1969年	1970-1979年	1980-1989年	1990-1999年	2000-2009年	2010年-	
学校林数	511	270	237	144	177	8	

図-3 学校林設置年

3 学校からの距離

学校と学校林の距離であるが、距離を4段階に区分した結果が（図-4）である。4段階の区分は下記の通りである。

- (1)学校敷地内
- (2)隣接地
- (3)1km/徒歩20分以内
- (4)それ以上の遠隔地

学校敷地内・隣接地の場合は、学校教育において多くの利用が期待できる距離である。また、1km/徒歩20分以内の場合は、往復の移動時間を含めて2時間の授業で利用可能な距離である。全体の74%の学校林が(4)の遠隔地に所在していた。学校との距離については、2006年調査から大きな変化はなかった。なお、地域性を見てみると、（表-5）のように、(1)(2)の近距離の学校林の割合が50%を超える県は、島根県を除くと都市部の県に多い。

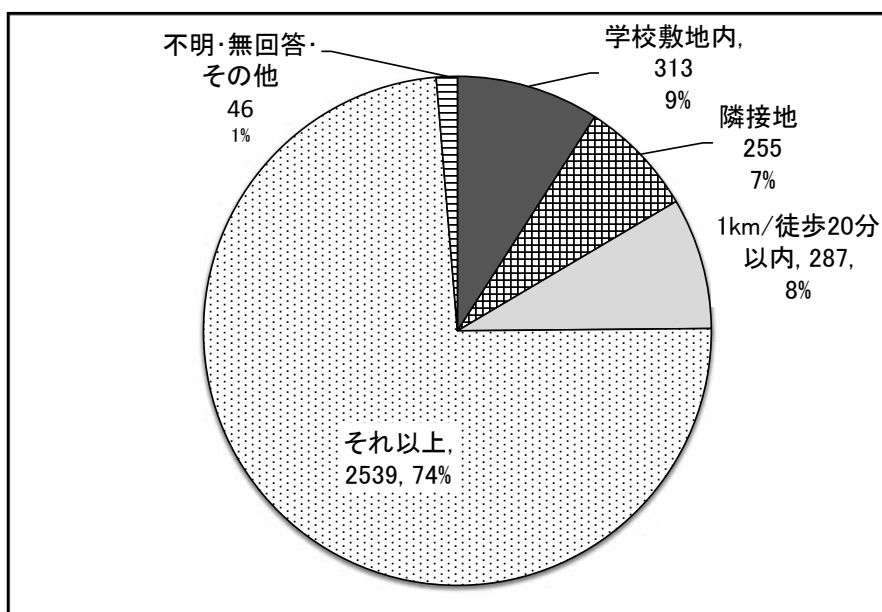


図-4 校舎から学校林までの距離

表-4 1km以上の学校林（2539箇所）の距離内訳

1km以上10km未満	1852
10km以上50km未満	459
50km以上	44
不明	184

表-5 学校敷地内、隣接地（距離（1）（2））の学校林の割合が多い県

埼玉県	神奈川県	千葉県	愛知県	島根県	茨城県
88%	68%	58%	52%	52%	50%

4 樹種

学校林の樹種で一番多いのはスギで、ヒノキとアカマツ・クロマツの針葉樹がそれに続いた（表-6）。針葉樹のみと回答した学校林は全体の65%だった。これに対して、広葉樹が存在する学校林は全体の33%であるが、広葉樹のみという回答の学校林は全体の4%であった。針葉樹主体の学校林が多いという回答は、学校林設置時の目的（学校の基本財産、建築・燃料資材としての利用：59%）を反映していると考えられる。なお、2006年調査よりも樹種の選択を見直したために単純な比較はできないが、スギ、ヒノキ、マツ類の割合はほぼ同等であるが、広葉樹が存在するという学校林はやや増加した。針葉樹主体の学校林は今後も教育利用が難しいことが予想されるが、木材利用も含めた新たな利用方法の開発、支援が課題となるだろう。

表-6 学校林の樹種

樹種		回答数	割合
針葉樹	スギ	2391	70%
	ヒノキ	1378	40%
	アカマツ・クロマツ	898	26%
	カラマツ	390	11%
	針葉樹その他	221	6%
	針葉樹不明	163	5%
広葉樹	コナラ・ミズナラ	495	15%
	ブナ	176	5%
	カバ	75	2%
	シイ・カシ	399	12%
	広葉樹その他	449	13%
	広葉樹不明	350	10%
その他	竹	261	8%
	果樹	171	5%
	その他	102	3%
	不明	5	0%

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

	回答数	割合
針葉樹のみ	2224	65%
広葉樹のみ	151	4%
針葉樹＋広葉樹	972	28%

5 所有形態

学校林の土地所有であるが、所有者と所有形態は（表-7）の通りである。

全体の50%は市町村の所有地（公立学校の場合は学校敷地を含む）であり、都道府県、国有地を含めて75%が公共の土地である。次に多いのが地域の共有林等の土地（財産区、生産森林組合、財団法人、共有林等）が11%ある。個人有地が8%あるが、これらは旧来の共有林が個人名義になっている場合と、利用を重視した新たな学校林を個人が提供している場合と両方があると考えられる。国有地での学校林の多くは分収林契約されているが、これらはいわゆる「学校分収造林」であり、契約期間の終了により大幅に減少する可能性がある。新規の土地取得、分収林契約が困難な中で、例えば学校の隣接地の私有地を行政等が仲介しての学校林の設定（利用協定の締結等による）、国有林の遊々の森制度の活用等の新しい取組が必要になる。

所有形態を見ると、学校の所有（公立学校の場合は都道府県、市町村有地）が44%で一番多い。基本財産目的が強いと思われる国、都道府県、市町村有林に設定された分収林が28%ある。分収林のうち一番多いのは先述の国有林との分収林で495箇所となっている。この件数は2006年調査の586箇所から減少しており、今後の契約の動向に注意する必要があるだろう。

表-7 学校林の所有形態

所有者	所有形態						計
	学校の所有	分収林等	借地等	使用許可 利用協定	その他		
市町村	1181	272	125	93	43	1714	50%
都道府県	194	20	9	5	9	237	7%
国	14	495	64	26	8	607	18%
財産区	22	32	67	33	8	162	5%
一部事務組合	1	1	2	1	0	5	0%
生産森林組合	6	30	22	1	1	60	2%
財団法人	7	4	8	8	14	41	1%
社団法人	1	1	2	5	2	11	0%
地縁法人	1	0	1	1	1	4	0%
NPO法人	0	0	0	2	0	2	0%
地区の共有林管理団体など	8	33	33	26	3	103	3%
学校法人	71	1	0	0	2	74	2%
企業	0	6	1	2	0	9	0%
個人	0	52	122	79	11	264	8%
その他・無回答・複数回答	11	21	15	15	85	147	4%
計	1517	968	471	297	187	3440	
	44%	28%	14%	9%	5%		

(%は学校林全体(3440箇所)に対する割合)

6 管理体制

管理作業の担当者で一番多いのは教職員と保護者であり、児童生徒と合わせて学校関係者が中心的な役割を果たしている。公立小中学校設置者である市町村が直接管理に参加している学校林は全体の9%（325箇所）に留まっている。

学校外の主体としては、森林組合・林業団体が15%（504箇所）と大きな役割を果たしており、共有林団体、地縁組織と共に地域の伝統的な主体が関わっている事例が多い。新しい主体である市民団体やNPO法人は全体の2%（75箇所）であり、実績は現段階では多くはない。ただし、2006年調査時よりは件数が増加しており、今後の動向に注目したい。管理の頻度は、学期季節ごと、年に1回、数年に1回が多く、頻繁な管理がされている学校林は少ない。

本項目は複数選択回答だったが、単独の主体が管理を担っている学校林は1037箇所あった。この中では、森林組合・林業団体の24%（254箇所）がもっとも多く、学校関係者や他主体が管理できない森林においては、伝統的な主体が大きな役割を果たしていることがわかる。一方で、森林組合や共有林組織の支援が期待できない都市部においては、保護者などの学校関係者の組織的な協力体制、市民団体等の新たな学校林を管理する担い手を育成することが重要となる。

表-8 学校林の管理体制

作業実行者	作業頻度								
	ほぼ毎日	毎週	毎月	学期季節	年に一回	数年に一回	その他	計	
教職員	40	49	82	367	413	368	6	1325	39%
児童生徒	25	25	39	228	308	171	5	801	23%
保護者	4	0	11	179	376	308	6	884	26%
市町村	3	1	1	36	85	183	16	325	9%
都道府県	1	0	1	11	15	9	2	39	1%
国の機関（国有林等）	1	1	1	5	9	45	1	63	2%
森林組合、林業団体	1	2	3	76	141	274	7	504	15%
共有林団体、地縁組織	3	1	5	34	77	60	4	184	5%
市民団体、NPO法人	0	3	15	29	15	13	0	75	2%
企業	0	0	0	10	17	12	0	39	1%
個人	1	1	17	32	39	29	3	122	4%
その他	0	0	7	49	47	53	13	169	5%
計	79	83	182	1056	1542	1525	63		
	2%	2%	5%	30%	45%	44%	2%		

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

7 設置目的

学校林が設置、利用開始された当時の目的（図-5）であるが、本項目は現在の利用とは関わりなく質問したものである。

最も多いのは、基本財産や建築・燃料資材利用が59%（2035箇所）である。林業教育目的という回答が22%（752箇所）と合わせて考えると、基本財産や建築・燃料資材と林業教育という伝統的な学校林利用を目的として設置された学校林が多数を占める結果となった。これらと学校と学校林の距離、学校林の樹種に関する項目での調査結果と合わせて考えると、「学校から遠隔地で針葉樹が植栽されている、基本財産・林業教育目的で設置された学校林」が、学校林像として主流だと言えよう。

林業教育以外の教育に関しては、環境教育での利用が24%（817箇所）であり、また、課外・特別活動を目的とした学校林は19%（667箇所）、教科教育での利用を目的とした学校林は18%（610箇所）だった。

基本財産や建築・燃料資材利用を目的として設置された学校林は、林業教育以外の教育利用が困難な事例が多いことが予想されるが、これらの学校林で実施可能な教育プログラムの開発・提案が必要である。また、移動や利用のための環境整備（林道設置、道具提供等）も合わせて考えるべきである。一方で、木材利用も学校林の機能としては重要であり、生産や流通販売、加工・利用方法の開発を含めた支援方策の考案も必要となる。地域の木材利用を計画する中で建築資材、燃料の利用者として学校も想定されるが、学校林が生産、木育も含めてシステムの一端を担うことも検討するべきである。

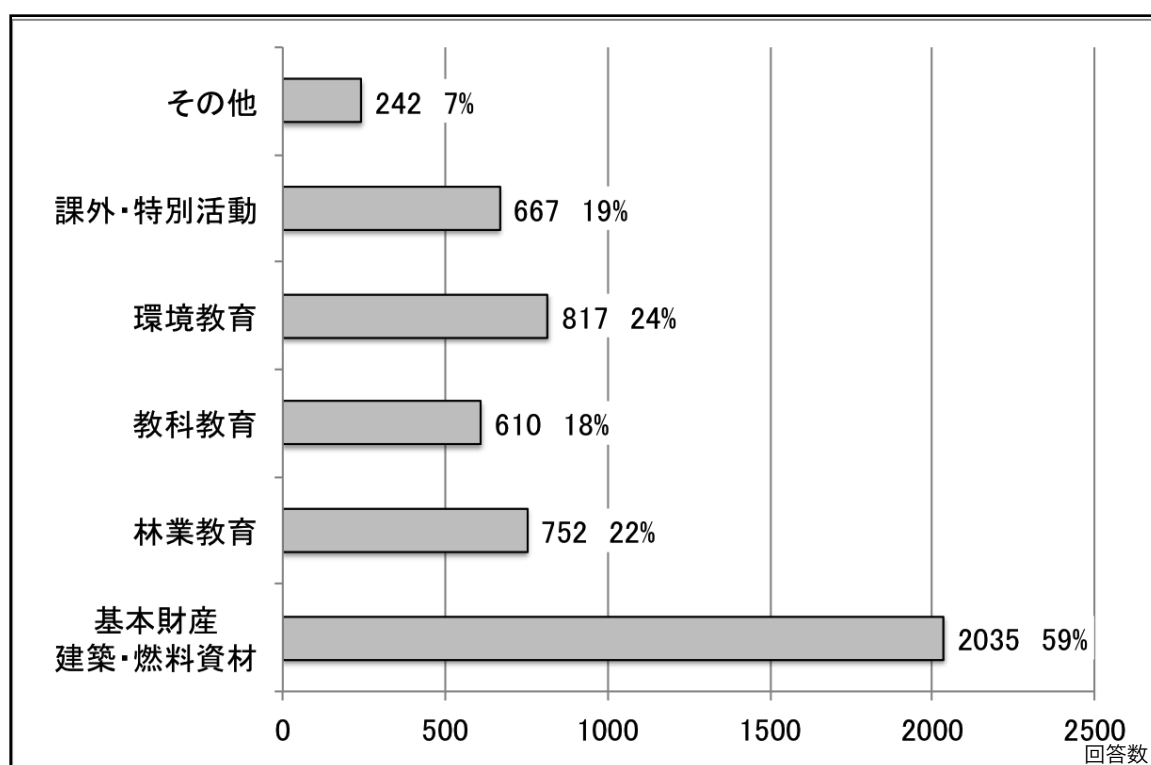


図-5 学校林の設置目的

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

8 今後の方針

学校林の今後の方針であるが、現状維持が最も多く全体の79%（2709箇所）であった（図-6）。一方で、廃止・もしくは面積を縮小するという学校林は19%（642箇所）であった。2006年調査時は廃止・面積縮小が621箇所だったが、今回調査までに学校林数が590箇所減少した（新規設置は48箇所）。なお、2001年調査時には廃止・面積縮小は557箇所であったが、2006年調査時までに476箇所減少した（新規設置は94箇所）。廃止・面積縮小方針と実際の廃止の関係については判断が難しいが、次回調査時にはより多くの減少もあり得るだろう。

なお、縮小・廃止の理由であるが、当初の目的を喪失（もしくは達成）が一番多く287箇所、管理の負担が159箇所、借地、分収契約、利用協定の期限切れが71箇所の順番となっている。契約期間の終了は、学校林の廃止に直結する可能性があるが、今後は市町村合併や学校統廃合等の影響で契約延長が困難になる事例も増えることが予想される。学校が利用しやすい形での利用協定の締結は新たな学校林の姿の一つであるが、既存の分収契約が解消される時に、国有林の遊々の森等も含めて、新たな協定の締結を後押しする仕組み作り等も検討されるべきである。

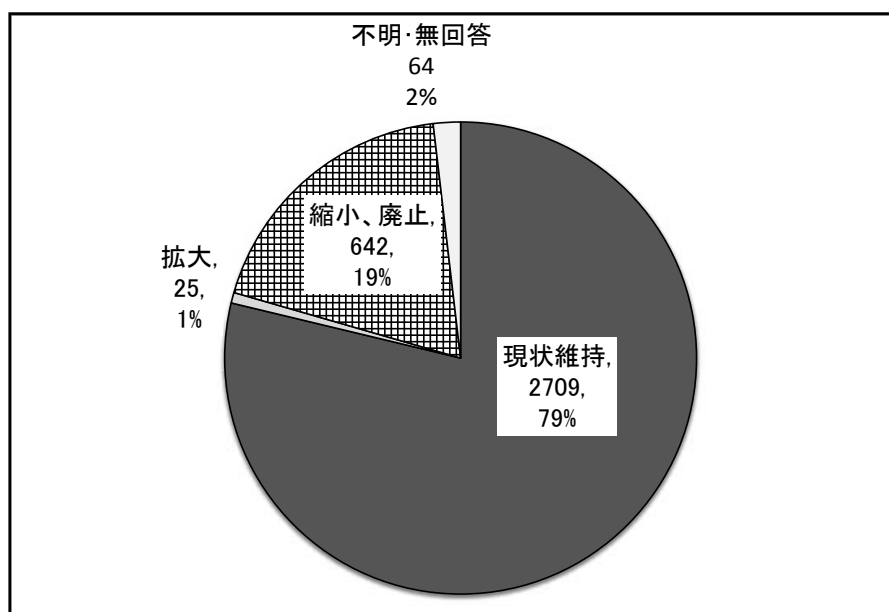


図-6 学校林の今後の方針

表-9 拡大・縮小の理由

拡大の理由	回答数	縮小・廃止の理由	回答数
教育利用の需要増加	15	当初の目的を喪失・達成	287
地元、外部団体等との協力体制	6	借地、分収契約、利用協定の期限切れ	71
その他・無回答	4	管理が負担	159
合計	25	当初の目的を喪失・達成	2
		開発等、学校外での土地利用変化	4
		その他・無回答	119
		合計	642

9 利用の有無

学校林の利用状況であるが、現在の利用の有無の状況は（図-7）（表-10）の通りであった。過去3年間に何らかの利用をしているという学校林の割合（＝利用率）は全体の32.5%（1118箇所）であった。これは、2006年調査時の結果（31.5%）よりも若干上昇しているが、ほぼ横ばいと言うべき結果である。学校種別で見ると、小学校・中学校での利用率が前回より上昇したが、高等学校では低下した結果、学校種別では小学校の利用率が最も高くなった（「その他」を除く）。これは総合的な学習の時間等で体験学習が実施されている状況を反映したと思われるが、高等学校の利用率の低下は農林系高校の統合・名称変更により林業関係学科が縮小して、演習・実習での利用機会が減少していることがある。仮に現在利用されていない学校林の多くが分収林契約期間の満了等で廃止された場合、今後の調査では数字としての利用率は向上するかもしれないが、実質的な利用内容を検証することが重要となる。

都道府県別の状況を見ると、首都圏、愛知県、大阪府といった都市部と中部・北陸地域が高い利用率であったが、東北・九州地方は低い県が多い。都市部の都府県の利用率が高いのは2006年調査と変わらないが、中部・北陸地域の利用率の高さは注目すべきである。例えば、山梨県では独自の学校林助成事業が実施されて多くの学校が利用しており、各県の取組が利用に影響を与えていることも予想される。森林環境税の導入で森林教育に関する支援施策が拡充された県も多いが、学校林利用にどの程度効果を与えているかについての検証も必要である。

利用できない理由であるが、校舎から遠距離であるという理由と管理が困難（そのために危険）というものがほぼ同数で並んだ。

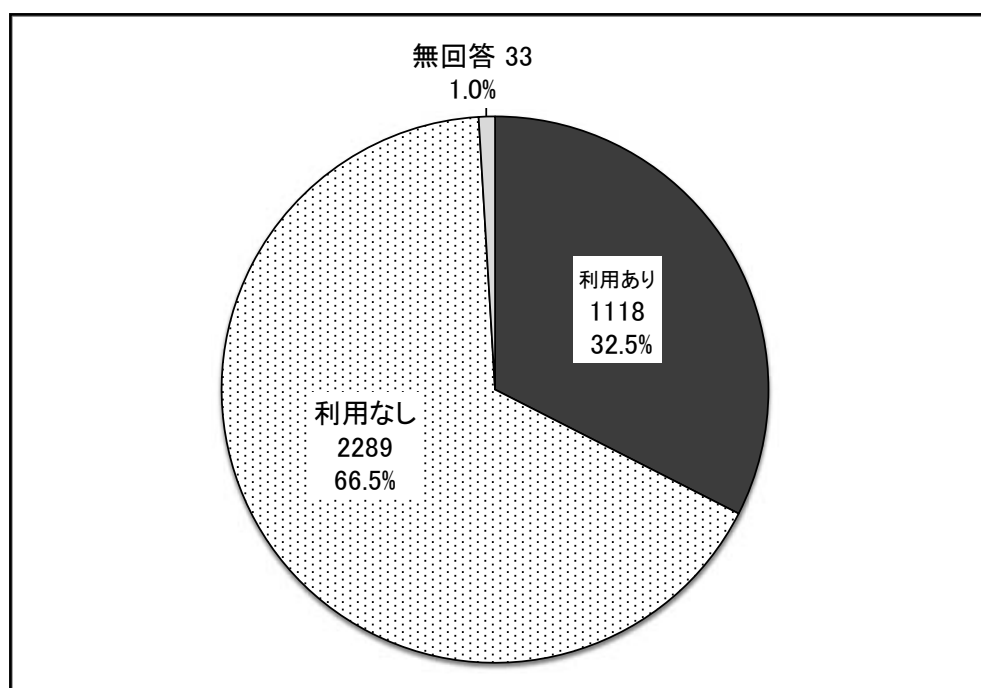


図-7 学校林利用の有無

表-10 学校種別利用の有無

	合計	利用あり		利用なし		無回答	
小学校	2069	718	34.7%	1328	64.2%	23	1.1%
中学校	791	192	24.3%	592	74.8%	7	0.9%
高等学校	550	185	33.6%	362	65.8%	3	0.5%
その他	30	23	76.7%	7	23.3%	0	0%
合計	3440	1118	32.5%	2289	66.5%	33	1.0%

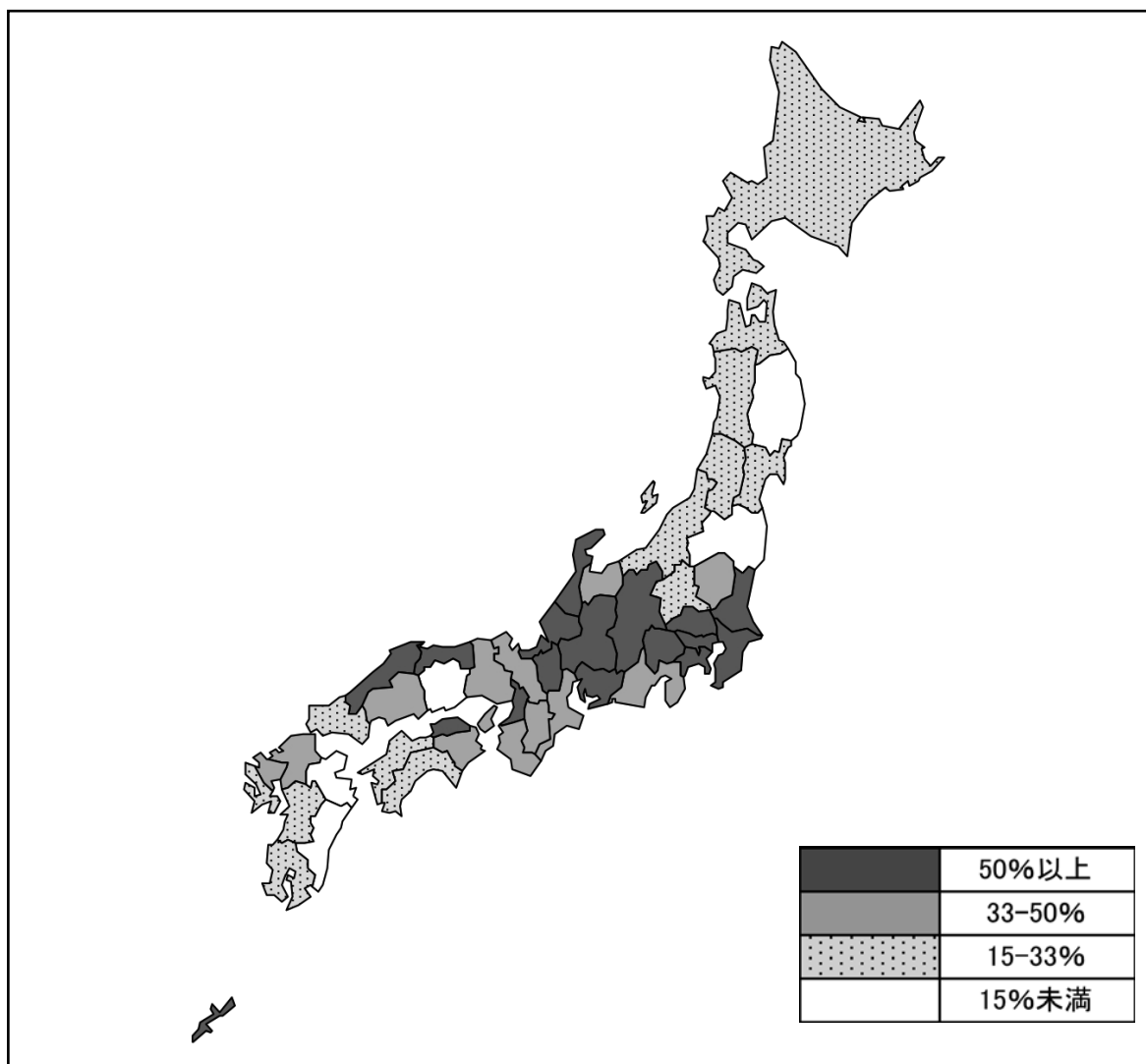


図-8 都道府県別の学校林利用率

表-11 利用できない理由

遠距離		時間確保		管理困難		その他	
877	26%	563	16%	842	25%	282	8%

(複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合)

10 利用の内容・頻度

利用の内容であるが、一番多かったのが、林業で回答数は26%（904箇所）であった。林業には、下刈りなどの管理作業の他に、木材利用としての伐採、林業教育としての間伐や枝打ちなども含むため、回答数が多くなったと思われる。本項目は2006年調査時には「維持・管理」としていたため、増減の比較は単純にはできないが、件数は大幅に減少している。

次に多かったのが、総合的な学習の時間での利用である。回答数は25%（853箇所）で、全体に占める割合は2006年調査時の23%より若干増加した。ただ、この数字は2001年調査時には13.5%だったため、前期間よりは伸び率は低くなっている。総合的な学習の時間の縮小もあり、体験学習の導入事例はそれほど伸びていないと言える。教育行政の変化、いわゆる「ゆとり教育見直し」の影響を考える必要があるだろう。

利用頻度であるが、数年に一回が37%（1265）、年に一回が27%（939）、学期・季節ごとが33%（1142）という回答が多く、日常的に学校林を利用している学校はかなり少ないという結果である。総合的な学習の時間での利用においても野外での体験学習の時間は限定的だと言える。また、遠隔地に所在する学校林が74%という結果をふまえると、校舎と学校林の距離の問題が利用頻度に影響を与えていることが予想される。

表-12 利用の内容・頻度

	ほぼ毎日	毎週	毎月	学期、季節	年に一回	数年に一回	頻度不明	合計	
林業	15	13	34	172	307	354	9	904	26%
教科	13	35	54	346	98	150	14	710	21%
総合	5	27	63	345	205	187	21	853	25%
生徒会	1	2	16	54	60	134	4	271	8%
特別	2	1	13	137	186	178	7	524	15%
課外	28	19	16	64	42	144	5	318	9%
その他	34	7	5	24	41	118	18	247	7%
合計	98	104	201	1142	939	1265	78	3827	
	3%	3%	6%	33%	27%	37%	2%		

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

林業：植林、下刈り、枝打ち、間伐等の体験、維持管理作業含む
教科：教科教育での利用
総合：総合的な学習の時間での利用
生徒会：児童会、生徒会、委員会活動での利用
特別：緑の少年団活動や全校行事での利用
課外：部活動、同好会活動、放課後の活動での利用
その他

11 活動内容（キーワード選択）

学校林での活動内容について、より詳しく見るために、45のキーワードから5つまで該当するものを選択した結果が（表-13）である。なお、活動内容の多様化を予想して、2006年調査時からキーワードを4つ増やした（間伐体験、里山保全、木登り、生物多様性）。活動種類について記入があった学校林は1558箇所であった。この数値は学校林の利用ありと回答した学校林（1118箇所）を上回るが、これは、維持管理作業としての下刈り・伐採などを記入した学校が、それらを教育活動と認識していなかった可能性がある。延べ活動内容回答数は5420で、2006年調査時の6567よりも減少した。

活動の記入数であるが、一番多かったのは5種類の活動であり、教育・課外活動に関わる活動を行う場合には数種類のキーワードを包含する幅広い活動が行われているという結果となった。活動内容を分類すると、一番多いのは「林業体験」に属する活動であり、これに「自然観察」に属する活動が続いた。

個別活動の順位は大きな変動はなかったが、総合的な学習の時間縮小等の動きがどの程度影響を与えているのか、動向を注視する必要がある。

表-13 活動内容

順位	活動内容	実施数	増減	前回 順位	順位	活動内容	実施数	増減	前回 順位
1	下草刈・枝打ち	754	-390	1	24	腐葉土作り	61	-7	24
2	植物観察	720	-139	2	25	山菜茸採り	47	-24	23
3	植林・植樹	338	-130	3	26	マラソン	43	11	33
4	森林の機能	337	-147	4	27	地域調査	41	-24	25
5	植物採集	259	-31	7	28	基地	40	-12	27
6	動物観察	229	-74	5	29	木登り	39	-	-
7	清掃	223	-75	6	30	炭焼き	38	-42	20
8	森林教室	219	-61	8	31	ビオトープ	36	-25	26
9	間伐体験	212	-	-	32	動物調査	36	2	32
10	散策	199	-49	9	33	僕の木私の木	35	-6	29
11	椎茸栽培	171	-8	11	34	オリエンテーリング	34	-11	28
12	植物調査	152	-34	10	35	生物多様性	31	-	-
13	その他	140	11	13	36	登山	29	-7	30
14	工作	115	-7	14	37	体育	27	-11	31
15	巣箱	101	-46	12	38	料理	22	-2	36
16	里山保全	93	-	-	39	その他栽培	21	-8	34
17	名札	84	-38	15	40	キャンプ	19	-9	35
18	探検	80	-40	16	41	詩を作る	11	1	38
19	森で働く人	78	-36	17	42	読書	10	-4	37
20	動物採集	76	-8	19	43	音楽	8	0	39
21	測樹	73	-8	21	44	山小屋作り	5	-2	40
22	ゲーム	72	-12	18	45	養蚕	0	-1	41
23	絵を描く	62	-17	22	46	陶器	0	-1	41

最も多かった活動として「下草刈・枝打ち」が754箇所であったが、2006年調査よりも記入数は大幅に減少した。上位の活動の順位に大きな変動はなかったが、活動数はそれぞれ減少している。なお、新しい選択肢とした「間伐体験」は212箇所では順位は9位だった。中位順位の活動では「マラソン」「動物調査」の活動数が増加している。また、活動数が稀少な下位順位の活動では「陶器」「養蚕」の活動を実施している学校林はゼロとなった。

なお、高等学校での専門的な林業教育として実施される例が多い「測樹」の活動数が減っているが、これは林業科の再編縮小の動きと関わりがあるだろう。

表-14 活動の記入数

	回答数	割合
1種類の活動	282	8%
2種類の活動	243	7%
3種類の活動	207	6%
4種類の活動	187	5%
5種類の活動	604	18%
6種類以上の活動	35	1%
合計	1558	45%

(%は学校林全体(3440箇所)に対する割合)

表-15 活動内容の分類

種類	活動内容			活動実施数合計
林業体験	下草刈・枝打ち 植林・植樹	間伐体験 里山保全	清掃 炭焼き	1658
自然観察	植物観察 動物観察 散策	名札 ビオトープ 動物調査	僕の木私の木 生物多様性	1370
森林学習	森林の機能 森林教室	森で働く人 測樹	植物調査 地域調査	900
採集・栽培	植物採集 椎茸栽培 動物採集	腐葉土作り 山菜茸採り その他栽培	山小屋作り 養蚕	640
工作・芸術	工作 巣箱 絵を描く	基地 料理 詩を作る	読書 音楽 陶器	369
運動・遊技	探検 ゲーム マラソン	木登り オリエンテーリング 登山	体育 キャンプ	343
その他	その他			140

12 木材の利用

学校林の木材利用であるが、木材利用の実績があると回答した学校林は全体の19%、665箇所であった。なお、本質問は調査時（2011年）の利用ではなくて、これまでの木材利用実績についての質問である。利用内容で最も多かったのは、木材を売却して学校運営に寄与したというもので割合は9%（308箇所）だった。基本財産として設置された学校林は多いが、実際に伐採して利用した事例は一部に留まっている。なお、校舎建築・改築の材料に使用した学校林は1%（49箇所）であり、直接資材として利用するよりは資金として活用した学校林の方が多数である。ただし、校舎建築・改築の材料に直接使用した学校も2006年調査時（31箇所）より実数は増加している。木材の利用は公共建築物への木材利用が推進される中で、今後も増加する可能性がある。

また、一番最近の伐採時期だが、2006年から2011年の間に伐採したという学校林が11%（371箇所）あり、木材利用の促進が進められる中で、学校教育での効果も踏まえた支援策を考える必要がある。

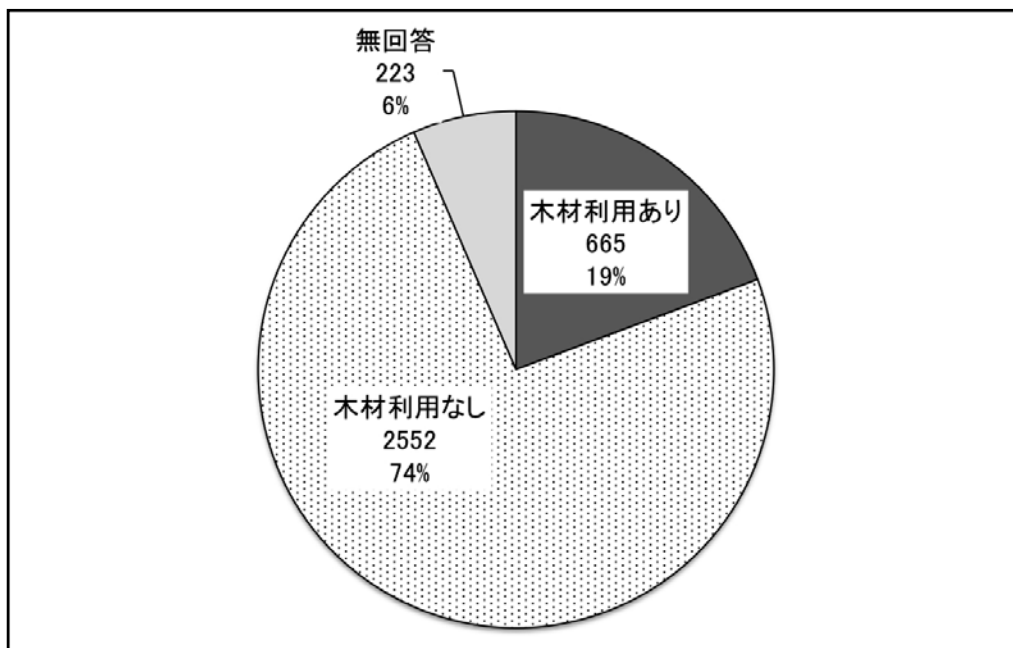


図-9 木材利用の有無

表-16 木材利用の内容

木材利用内容	回答数	割合
木材を売却して、学校運営に寄与	308	9%
図工や美術、技術科等で、工作の材料として使用	204	6%
机、椅子、本棚、遊具の制作	170	5%
燃料としての利用	82	2%
校舎建築・改築に使用	49	1%
その他	98	3%

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

13 利用上の問題点

学校林を利用するにあたっての問題点は（表-17）の通りである。2006年調査時から質問項目を見直して、「伐採、下刈り等の技術、道具の不備」「木材価格の低迷」を加えた。これは、今後増加するであろう木材利用に当たって問題を感じている学校林の状況を把握するためである。

一番多かったのは「教育時間の確保」で57%（1949箇所）であったが、これは学校と学校林の距離や輸送手段とも関係しており、活動に大きな影響を与えていることがわかる。体験学習が中心となる学校林での活動はある程度まとまった時間が必要となるが、増加した教科時間の確保が優先される中で実施が困難になっている。総合的な学習の時間での体験学習は一定の実績は上がっているが、2006年調査時ほどには伸びていない。この時間確保は今後も重要な問題になるが、学校関係者と意見交換しながら理解を広めていくことが必要である。

安全管理は47%（1631箇所）と多くの学校林で問題となっていたが、学校教育における管理責任を問う声が強まる中で、野外での体験学習の実施には相当の準備と態勢が必要となっている。これらの問題点は、教職員の知識・指導体制とした41%（1403箇所）も含めて、学外の支援で克服できることも多いと予想される。森林組合や地縁組織の伝統的な主体や市民団体等の新たな主体が学校とどのように連携できるのか、その仕組みづくりが今後の課題である。

新しく追加した「伐採、下刈り等の技術、道具の不備」と回答した18%（624箇所）についても、林業の専門家による支援で解決できる可能性がある。安全の確保と一体であるが、林業での作業に関わる技術指導・道具の貸与を積極的に実施したい。また「木材価格の低迷」は10%（338箇所）だったが、これらの学校林は木材価格が上昇した場合に利用が高まるのか注視する必要がある。校舎改築等への直接的な利用も含めて木材利用の実績が増加している中で、学校林から生産した木材の販売・利用方法の開拓も含めた支援方法を考えていくべきである。

表-17 利用上の問題点

問題点	回答数	割合
教育時間の確保	1949	57%
安全管理	1631	47%
教職員の森林に関する知識、指導体制	1403	41%
遊具、トイレ等の施設、設備	663	19%
伐採、下刈り等の技術、道具の不備	624	18%
木材価格の低迷	338	10%
その他	285	8%

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

14 利用に対する支援

学校林の利用に関して、学外から支援が行われた学校林は32%（1106箇所）であった。支援の主体は、森林組合・林業団体14%（488箇所）が一番多く、次いで市町村12%（429箇所）だった。財産区・共有林管理組織・地縁組織の支援実施も多く、森林組合等も含めて地元住民による活動支援が大きな役割を果たしている。なお、市民団体・NPO法人等の支援は6%（203箇所）だったが、2006年調査時（148箇所）よりも事例は増加しており、今後も森林組合等が活動しにくい都市部を中心に支援担い手としての可能性が期待できる。支援内容で一番多かったのが環境整備・管理作業の実施であり、その主体となっているのは森林組合・林業団体、市町村、財産区・地縁組織であった。

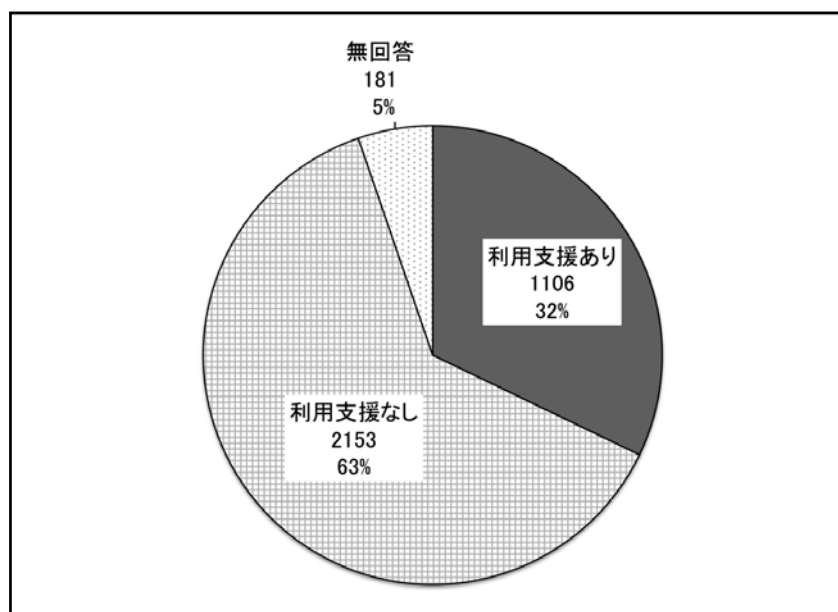


図-10 利用支援の有無

表-18 利用支援の主体と内容

主体	内容				合計	割合
	環境整備 管理作業	講師派遣	資金助成 補助	その他 無回答		
森林組合、林業団体	246	170	47	25	488	14%
市町村	162	69	173	25	429	12%
都道府県	36	138	128	4	306	9%
財産区、共有林管理組織、地縁組織	187	31	43	14	275	8%
市民団体、NPO法人、助成財団等	76	76	47	4	203	6%
個人	77	40	6	10	133	4%
国	22	27	14	10	73	2%
企業	10	4	11	2	27	1%
その他	50	6	8	3	67	2%
合計	866	561	477	97		
割合	25%	16%	14%	3%		

（複数回答：％は学校林全体（3440箇所）に対する割合）

15 防災上の位置づけ

本調査より追加した質問項目である。学校を地域防災拠点として位置づけたり、児童・生徒の安全を考えた際に、学校林が防災上の機能を発揮できるかについて把握することを目的とした。全国で71箇所の学校林が防災拠点、施設として位置づけられているという回答だった。その内容であるが、土砂防備、防潮林等の保安機能が43箇所、緊急時の避難場所が28箇所だった。地域分布を見ると、34都道県で回答があり、特に地域性はなく沿岸部から内陸まで、様々な場所で役割が期待されていた。

なお、防災上で位置づけのあるとされた学校林のうち日常利用のある学校林は79%（56箇所）で、平均利用率よりは高いが、それでも利用されていない学校林もある。利用と維持管理・整備がどの程度関わっているか検討が必要だが、防災上の役割を發揮するためには日常的な管理も必要であり、期待されている機能を確実に發揮させるための支援を考えるべきである。

なお、自由記述欄には学校からは次のような意見があった。「津波発生の際、学校敷地は避難場所になる。3月11日の大津波は38m以上の地域があった。学校では屋上と学校林が40m以上の高さがある。多くの住民を避難させるには、荒れてやぶ状の学校林の再生、整備が必要である（新潟・小）」。災害に強い地域作りは大きな課題となっているが、学校は避難場所の一つであり、学校林も一体的に考えるべきである。森林の持つ機能として各種の防災機能があるが、学校林の整備を防災教育と関連させることも検討の余地がある。防災上の位置づけについては、新たな学校林の役割として今後も実態把握を進めていく必要がある。

表-19 防災上の位置づけ

	回答数	内容	回答数
位置づけあり	71	避難場所	28
		土砂防備、防潮林等の保安機能	43
		その他	5

表-20 都道府県ごとの防災位置づけ数

	数		数		数		数
北海道	2	神奈川	1	三重	3	香川	2
岩手	2	新潟	2	滋賀	1	愛媛	3
秋田	1	富山	1	兵庫	1	高知	2
山形	3	石川	1	鳥取	1	福岡	2
茨城	2	山梨	5	島根	1	熊本	2
群馬	1	長野	4	岡山	2	大分	1
埼玉	6	岐阜	1	山口	4	宮崎	2
千葉	2	静岡	3	徳島	1	鹿児島	2
東京	1	愛知	3				

3章 調査結果のまとめ

今回の調査は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響もあり、期間を延長して調査を実施した。困難な状況でご協力いただいた関係者に御礼申し上げたい。現況調査は継続性が重要であり基本項目を継承しながら、経時的な変化を把握できるようにした。ただし、学校林利用の変化から活動内容に関する調査項目を一部見直したり、災害対策との関わりについての項目を追加して、社会情勢の変化への対応も考慮した。

1 調査結果について

(1) 学校林の保有校数

全国の学校林保有校数は2677校、学校林数は3440箇所（一つの学校が複数の学校林を保有する例がある）、面積は17777haであった。保有校数、学校林数、面積共に2006年調査よりも減少した。その理由としては、（1）市町村合併による小規模校統合の進展、（2）分収林契約等の終了等が考えられるが、山間部を中心に学校の統廃合は今後も進むことが予想されるため、数量的な減少傾向は今後も継続する可能性がある。そのような状況下でも新規設置される学校林も存在しており、2007年から2011年の期間に48箇所（138ha）の学校林が設置されている。ただし、この数値は2006年調査時の直近5年間の94箇所（785ha）よりは少なくなっている。前期間には、国有林の「遊々の森」制度が導入されて、これらが新設の学校林として報告された事例があった。学校が独力で学校林を確保するのは多大な労力が必要であり、行政による支援施策が新規設置の動向に大きな影響を与えると言える。また、複数学校で学校林を共有しているという事例は37箇所あったが、少子化により学校規模が小さくなった場合にある学校林を複数の学校が共同で利用するという形態も選択肢として浮上するだろう。この点は今後も継続して調査を進める必要がある。

(2) 学校林の管理状況

学校敷地と学校林の距離であるが、74%が1km（徒歩20分）以上の遠隔地に存在していた。近距離の学校林の割合が50%を超える県は、島根県を除くと都市部の県に多かった。学校の基本財産目的で設置された学校林は学校の距離とは関係なく、集落有林や国有林の中に設定されたが、教育利用を想定した場合は移動時間が重要となる。この点で、遠隔地の学校林に関しては（1）教育利用可能な場合は移動手段の支援、（2）木材利用の支援、という二つの対策が考えられる。樹種で一番多かったのはスギでヒノキがそれに続いた。針葉樹のみという学校林は65%であり、基本財産として造林された人工林が多数を占めている。地域産業との関わりを考えると針葉樹人工林が教材として不適とはしないが、自然観察や工作材料収集等の教育的な利用においては、広葉樹も含めて多様な樹種が必要となる。学校林の土地所有は、市町村の所有地（公立学校の場合は学校敷地を含む）、都道府県、国有地を含めて75%が公共の土地である。次に多いのが地域の共有地的な性格の土地（財産区、生産森林組合、財団法人、共有林等）が11%であった。所有形態は44%が学校所有であり、これに分収林28%が続いた。管理作業を担っているのは、教職員、保護者、児童生徒の学校関係者が多数だったが、外部の主体としては森林組合・林業団体が15%と一番多かった。市民団体やNPO法人が管理を支援する事例は2%（75箇所）

所)で割合としては大きくないが、2006年調査時(64箇所)よりは増加しており、今後に期待したい。学校林の設置時の目的は基本財産や建築・燃料資材利用のため(59%)が一番多く、次に多いのが、環境教育での利用(24%)だった。学校林の今後の方針は、現状維持(79%)が一番多かったが、廃止・もしくは面積を縮小するという学校林は19%だった。その理由は、当初の目的を喪失(もしくは達成)が一番多かったが、仮に木材利用が活発化した場合に伐採後の造林費用が問題となり廃止される学校林が増加しないか、注意が必要である。

(3) 学校林の利用状況

利用状況であるが、全体の32.5%の学校林が利用されていた。2006年調査時(31.5%)よりも若干だが数値は上昇している。学校種別で見ると、小学校は前回よりも利用率が増加しているが、高等学校だけが減少していた。この点は、高等学校にも統廃合の動きが進行して、特に山間部に位置する林業系学科の縮小が進行している状況を反映しているだろう。利用の内容であるが、一番多かったのが林業(26%：904箇所)で、総合的な学習の時間(25%：853箇所)がそれにつづいた。総合的な学習の時間は2006年調査時よりも約2ポイント増加しているが、増加傾向は頭打ちだと言える。この点は、いわゆる「ゆとり教育」の見直しが大きく影響している。学校林活動のキーワード調査であるが、教育内容の変化を考えて2006年調査時からキーワードを4つ増やした(間伐体験、里山保全、木登り、生物多様性)。これらの活動は一定の実施数があったが、一方で既存活動に含有されていた分が移動したことも考えられるため、単純な比較はできない。ただ、上位の活動の順位を考えると、1位の「下草刈・枝打ち」に代表される林業体験活動と、2位の「植物観察」に代表される自然観察活動が大多数を占める状況は変わらないと言えるだろう。木材利用については、木材利用の実績があると回答した学校林は全体の19%、665箇所であった。これは割合としては2006年調査時より微増であるが、注目すべきは個別の利用内容で、校舎建築・改築の材料に直接使用した学校が2006年調査より増加していた。全体の割合は小さいが、公共施設への木材利用の促進に伴い、学校林の木材が象徴的に利用される事例が増加することが予想され、その場合は管理・利用が困難と放置されていた学校林が再評価される可能性もある。利用上の問題点では、「教育時間の確保」が57%(1949箇所)で最も多かったが、今回の調査から追加した項目である「木材価格の低迷」は10%(338箇所)だった。これらの学校林は木材伐採が利益にかなうと判断されたら利用される可能性がある。木材利用への支援は今後必要な施策として検討されるべきである。学校林の利用について、支援の主体は、森林組合・林業団体が14%(488箇所)が一番多かった。一方、都市部での主体として期待される市民団体・NPO法人等の支援は6%(203箇所)だったが、2006年調査時よりも増加している。この点で新たな主体に対応した支援策を確立させることが、都市部における利用改善につながる可能性がある。

(4) 学校林の防災上の位置づけ

今回調査より追加した防災上の位置づけであるが、全国で71箇所の学校林が防災拠点、施設として位置づけているという回答だった。34都道県で回答があり、特に地域性はなく沿岸部から内陸まで、様々な場所で役割が期待されていた。一方で、防災上の位置づけがあっても利用実績のない学校林も22%存在しており、有事の際の機能発揮のための支援方策、利用の喚起も必要である。防災は地域の中で総合的に検討されるべきであるが、

学校林が森林の多面的な機能を発揮することで役割がどの程度果たせるのか、教育機関が保有する森林という特色を活かす方法も考える必要がある。

2 今後の課題

学校林の今後であるが、自由記述欄には学校林保有校からの様々な意見が記入されていた。特徴的なものを紹介して、今後について考える材料としたい。

現況調査結果では、7割近い学校林は利用されていないのが現状であるが、その困難さについては多くの意見が書かれていた。「PTA会員数が減少し、林業関係者もいないため学校林の維持管理ができない（静岡・小）」「学校の極小規模校化により、生徒数が減少する中、維持管理が難しくなっている。地域も高齢化し、ボランティア作業も難しい状況にある（大分・中）」は、学校林が抱える問題が集約されていると言える。授業時間の確保については「学校は日々の授業や行事等、様々な教育活動を行っている中、時間の確保が極めて難しい（神奈川・小）」「平成24年度からの新学習指導要領の完全実施に伴い、学校林の利用について当分は予定に組み入れていない。教科の時数確保で中学校は苦勞している（北海道・中）」「森林の大切さをもっとPRしたいが、その授業時間が少なくなった（新潟・高）」という意見があったが、いわゆる「ゆとり教育見直し」の影響は大きいと言えるだろう。中学校は利用率が低い、授業時間確保の影響を特に強く受けている可能性がある。この点は詳細に検討する必要があるだろう。「学校林周辺に熊がひんぱんに出没しているので、体験活動時は注意が必要である。合わせて、スズメバチ対策も必要になってきた（秋田・小）」「「カシノナガキクイムシ」の被害にあい、その対策に困っている（愛知・小）」「鹿の食害が甚大である。植樹した苗木が被害にあい、対策に苦慮している（大分・高）」として、獣害・病虫害の被害を訴える声も強い。この点は専門家の支援が必須である。「利用目的が木材を売却して学校運営に寄与する計画であったが、木材の単価が下落（広島・小）」との意見もあったが、木材利用を考えていても価格低迷により実施できないという問題もある。木材利用も重要な学校林の役割であり、木材販売や加工についても支援の方法を考える必要があるだろう。「市町村の合併や学校統合により、実態に合わなくなっている（岡山・小）」「2002年4月に中学校4校が統合したことから、現状としては管理できない（福島・中）」のように、市町村合併・学校統合による影響も大きい。この点も、今後の進展を注意深く見守る必要がある。

一方で、困難な状況下でも学校と関係者の協力により様々な取り組みが展開されている。「自然とふれあう場所」的な位置付けとなっている。児童は遊び場として楽しく利用している。地域の方も朝夕の散歩の折に立ち寄っている。住宅街の学校の中に森があり学校や地域の憩いの場となっていることは尊いことなので、今後も保全と有効利用を考えていきたい（長野・小）」という意見は、今後の学校林のあり方として心強い事例である。「学校林を所有していることが教科学習、環境学習に大いに役立っている（静岡・小）」「愛鳥指定校となっているため、学校林と愛鳥活動を関連づけて活用している（北海道・小）」「主に5年生の児童が総合的な学習の時間を通して、子どもたちに森林に対する興味、関心を高め、課題意識を明確にもたせるために、森林や水のはたらきについて外部講師（森林インストラクター）による専門的な指導を複数回、位置づけるようにした（岐阜・小）」というように、学校林を積極的に教育上の特色ある施設に位置づけている

事例も多い。活動を支えるには学校外の主体とどのように協力関係を構築できるかが重要である。「本校には学有林運営委員会がある。委員には本校OBで森林、林業関係に詳しい方々、県林務課、町農林整備係、PTA三役、監事、学校職員が当たっている（長野・小）」のように運営委員会を組織する事例、「学校林内には地域や保護者の手で作られた大型のフィールドアスレチックがあり、現在に至るまで約30年間、学校、家庭、地域が一体となって維持・管理している（茨城・小）」のように地域一体で施設を維持・管理している事例等、様々な取り組みがある。「毎年2月にPTA会員による下払いの作業を行っている（鹿児島・小）」というように学校単独で地道に活動継続させている事例もあり、必ずしも全ての学校が地域に支援主体が存在するわけではない。一律ではない支援のあり方が求められる。

具体的に必要な支援についての意見も紹介したい。「学校林の活動は、学級づくり・学校づくりの中核になり得る活動の内容を含んでいると考えられる。わかり易い展開例など教えていただけると有難い（長野・中）」というように、学校林への期待はあるが具体事例を知りたいという意見がある。「学校林活用の手引書か何かがあってよいと考える（青森・中）」「学校林を有効に活用している学校の実践例を紹介して欲しい（岩手・中）」というように、事例紹介・手引き書への期待が出された。「山林の管理について知識不足のため、林業関係者から指導がいただけたら良い（神奈川・その他）」「枝払い等の活動は大変危険をとまなうためかなり大人ならびに行政の皆様のお力をかりて整備していく必要がある（長野・小）」と林業関係者の支援への期待は強い。「最新の林業機械を無償で貸与していただきたい（愛知・高）」は特殊な事例かもしれないが、専門的な作業、教育については行政や森林組合等の出番は多くあるだろう。

学校林活動は野外での活動であり、東日本大震災による被害も多く受けた。「空間放射線量の関係から学校林活動を休止しているため早急な森林の除染が必須である（福島・その他）」「森林環境学習に係る補助金があり、有効な教育活動が実施できるが、現在は除染が進まず利用できない状態である（福島・小）」と除染作業の期待も出されている。一方で「現在、学校が計画的避難区域に指定されて学校機能を移転しているため学校林の利用はできない状況（福島・小）」のように、地域社会全体が大きな被害を受けた中で、学校林活動の再開には長い時間がかかることも予想される。この点で、継続した支援のあり方を多くの関係者で考えていくべきである。

安全管理における事例として、多くの関係者が共有すべきものを紹介したい。「森林ボランティアを交えての学校林活動中に事故が発生。事故当時、ボランティアはチェーンソーを使用していたが、児童がその作業範囲に入り枝があたり怪我を負った。安全管理の不徹底が、事故の主因であった（大阪・小）」同校では、事故前の安全指導など学校の対応に不足があったと判断して、学校林活動は当面見合わせ（廃止）となった。「当校として良い取り組みだったが、再開については当面は検討不可能である」ということで、せっかく実現した評価の良い活動も安全が確保されなくては継続が困難になる。学校が主導して児童・生徒を参加させる時には多数の参加者全員が作業に集中しているとは限らず、自発的な意志に基づくボランティア活動とは違う安全管理への配慮が求められる。こ

の点で、学校林活動に関わる林業関係者・市民団体関係者は、教育活動であることを考慮しながら学校林活動を安全に展開していくことを強く認識する必要がある。

学校林は長期的には減少傾向にあり、保有校の多くが所在している山間部は人口減少もあり、学校存続も困難な事例が増えている。50-60年前に結ばれた分取林契約が満期を迎える中で、更新されない事例も出てきている。学校林が直面している課題は林業、山村が抱える問題を反映している。だが、この点を前向きに考えるならば学校林活動を通して地域社会を再生する取り組みもあり得るだろう。小学校・中学校・普通高校では地域社会を支える資源として森林を見つめ直して、未来を担う児童・生徒が地域をどう支えるのかを考える絶好の教材となり得る。森林・林業に関する専門高校の学校林（演習林）では、林業の担い手となる技術者育成の場としての機能を高めることが必要であり、人材育成制度との関係も考えていくべきである。地域社会の変化、教育時間の確保等の困難な状況でも様々な興味深い取り組みも報告された。厳しい経済情勢下でも森林組合・林業団体は管理・活動支援の主体として重要な役割を担っている。これらの活動実践事例をまとめる等の支援策も考えていく必要があるし、徐々に数を増やしている市民団体等との連携も促進していくべきである。学校林支援における伝統的な担い手と新たな担い手は、それぞれ得意分野、地域性があり、実情に応じた効果的な連携方策が求められる。安全確保を第一としながら、児童・生徒の発達に責任を持つ学校教員と専門的な知識・技術を持つ森林・林業関係者がしっかりと連携しながら、学校林活動の輪を広げていくことを期待したい。

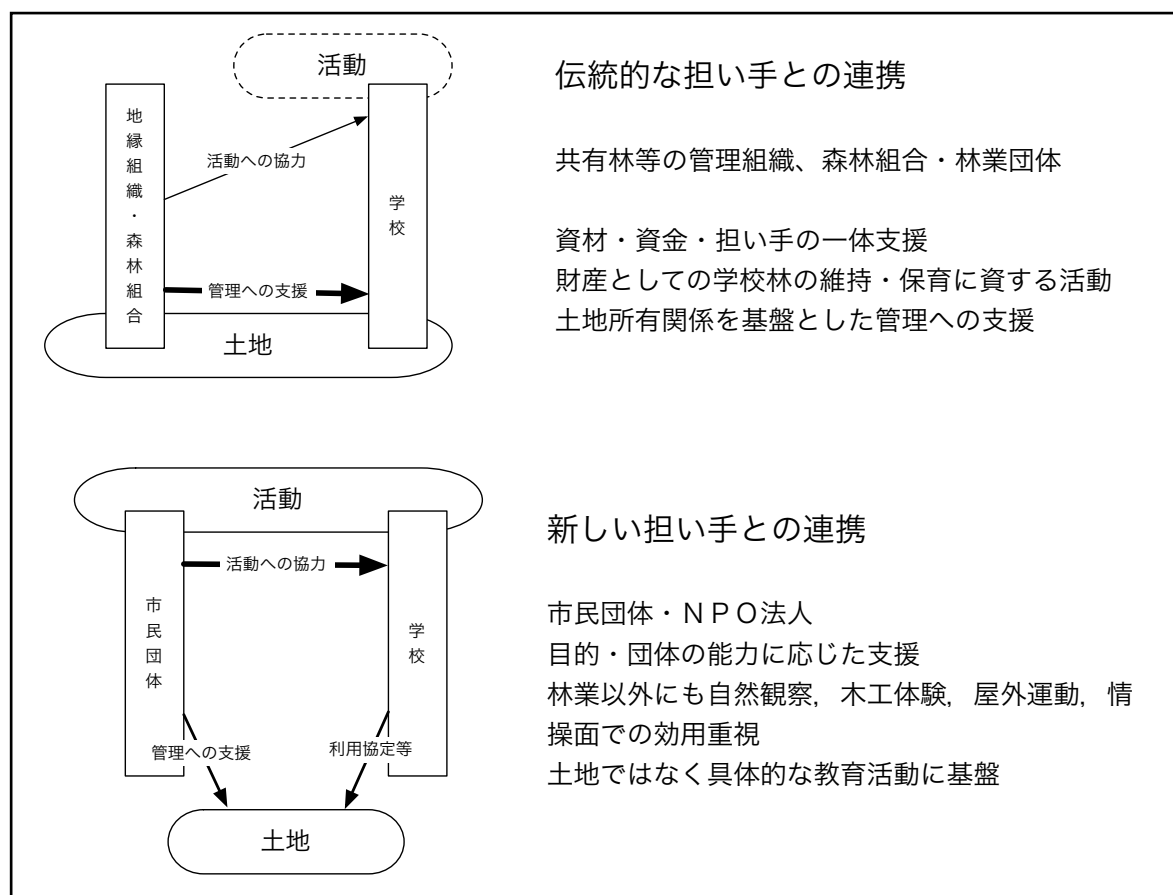


図 学校林支援の伝統的な担い手と新しい担い手

奥山洋一郎, 2013年3月: 森林教育の場としての学校林活用の推進方策-市民団体との連携の検討-
林業経済研究59巻1号, 63-71頁 より作成

国緑 23 第 231 号
平成 23 年 7 月 28 日

各都道府県緑化推進委員会理事長 殿

公益社団法人 国土緑化推進機構
理事長 佐々木 毅

学校林の現況調査について

3 月 11 日(金)に発生しました「東日本大震災」により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

平素、当機構の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、学校林活動は、明治以来の古い歴史をもっており、児童・生徒の教育の場として、また、学校の基本財産造成面で大きな役割を果たしてきました。特に、最近では、青少年の奉仕体験、自然体験活動の充実が求められており、その活動の機会を与えることの重要性が認識されています。

このような活動を行う上で絶好の場である学校林の現況や利活用の実態を定期的に調査し、「国民参加の森林づくり」運動の一環である学校林活動を促進するため、平成 18 年度に続き、全国の学校林の現況調査を実施することとしました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、下記により学校林の現況を調査していただき、ご報告下さいますようお願い申し上げます。

記

1 学校林現況調査

別紙 1 の「平成 23 年度学校林現況調査票記入方法」及び別紙 2 「全国学校林現況調査票（平成 23 年度）」により、貴都道府県下の全ての学校を対象に調査をして下さい。

本調査は、調査の始まった昭和 49 年以来、悉皆調査を旨としております。これまでの調査との連続性を保つため、教育委員会、緑化担当部局の協力を得て、全ての学校林保有校から回答をいただくことを目標に調査をお願いします。

2 調査対象とする学校林及び保有校について

学校が所有（分収林契約を含む。）している森林及び教育課程において、環境教育、体験活動に利用している森林を「学校林」と位置づけ、次のような形態のものが該当します。

また、このような「学校林」を保有している学校を「学校林保有校」とします。

- (1) 学校が所有しているもの
- (2) 国有林、町有林などと分収林契約をしているもの
- (3) 民有林と借地契約や使用協定をしているもの
- (4) 国有林と「遊々の森」など協定をしているもの
- (5) そのほか民有林、森林公園等と申し合わせ等（有償・無償、書面・口頭を問わない。）により、一定期間（3年以上）利用しているもの

3 調査時点 平成23年7月1日現在の現況を調査して下さい。

4 提出資料 「全国学校林現況調査票（平成23年度）」の写しを調査対象学校林ごとに各1部提出して下さい。

5 委託額 別途事務連絡により通知します。

6 提出期限 平成24年9月末日までに、提出をお願いします。
（提出期限については、平成24年9月末日としていますが、「東日本大震災」による被災地域につきましては必要に応じて調整します。それ以外の地域につきましては、調査票ができ次第、提出をお願いします。）

7 添付資料 都道府県別学校林所有学校名簿（平成18年（2006年）7月1日 現在）

（担当：矢内、引間）

全国学校林現況調査票（平成23年度）

〔 都・道・府・県〕

No. _____

学校名			校長名	
			記入者	(役職)
創立年	西暦 年	児童・生徒数(学級数)	人 ()	
学校所在地	〒 TEL FAX			
平成13年(2001年)以降に市町村合併、学校統合があった場合、学校所在地の旧市町村名、旧学校林保有校名をご記入ください			(旧市町村名)	(旧学校名)

《学校林の状況》

* 複数の場合はお手数ですがコピーしていただき、各学校林ごとにご記入ください。

1.学校林の名称							
2.学校林設置年	西暦 年	3.面積	. ha				
4.学校との距離		1km以上の場合 km	5.所有	a.所有者	b.形態		
6.樹種 (○を記入)	針葉樹	a.スギ	b.ヒノキ	c.アカマツ・クロマツ	d.カラマツ	e.その他	f.不明
	広葉樹	g.ナラ	h.ブナ	i.カバ	j.シイ・カシ	k.その他	l.不明
	その他	m.竹	n.果樹	h.その他	その他 e.k.h 樹種名 (具体的に)		

7.管理作業（該当する作業者に頻度を選択記入）						
作業者	a.教職員	b.児童生徒	c.保護者	d.市町村	e.都道府県	f.国の機関 (国有林等)
頻度						
作業者	g.森林組合、 林業団体	h.共有林団体、 地縁組織	i.市民団体、 NPO法人	J.企業	k.個人	l.その他
頻度						

8.設置・利用開始時の目的						
---------------	--	--	--	--	--	--

9.今後の方針		→	その理由	
---------	--	---	------	--

《学校林の利用》

10.利用の有無	有 無	→	(無の場合)	→	利用していない理由		
↓							
その他の場合、具体的に							
11.利用形態	a.林業	b.教科	c.総合	d.生徒会	e.特別	f.課外	g.その他
頻度							
12.利用内容							
↓							
* 42 (その他) の場合、具体的に							
13.木材の利用	有 無	→	(有の場合)	木材利用内容			
				一番最近の伐採は？		年	
14.利用上の問題点							
↓							
その他の場合、具体的に							
15.行政、各種団体の利用支援・連携		有 無					
↓ (有の場合、組み合わせを5組まで選択してください)							
主体							
内容							
* 学校林に関わる行政の施策名称、助成金名や、その他の場合、具体的に							
16.防災・避難場所としての利用	有 無	→	(有の場合)	内容			
学校林活動に関する特記事項、その他ご意見等お願いします							

平成23年度 学校林現況調査票記入方法

学校林が複数所在する場合は、お手数ですが現況調査票をコピーしていただき、各学校林ごとにご記入ください。なお、学校林が小班等で細かく分かれている場合も、一括して同じ主体・内容で管理・利用されている場合は、合算した数字をご記入ください（別の管理や利用をされている場合は、別の用紙にご記入ください）

調査対象とする学校林及び保有校

学校が所有（分収林契約を含む）している森林、及び教育課程において環境教育、体験活動に利用している森林を「学校林」として、次のような形態のものが該当します。

- (1) 学校が所有しているもの
- (2) 国有林、町有林などと分収林契約しているもの
- (3) 民有林と借地契約や使用協定をしているもの
- (4) 国有林と「遊々の森」など協定をしているもの
- (5) その他、民有林、森林公園等と申し合わせ等（有償・無償、書面・口頭を問わない）により、一定期間（3年以上）利用しているもの

お願い

学校名：「〇〇市立△△小学校」のように設置者がわかる正式な名称をご記入ください。

記入者：実際にご記入いただいたご担当者の御名前をご記入ください。

創立年：統合があった場合、統合前の旧学校林保有校の創立年をご記入ください。

<学校林の状況>

- 1.学校林の名称: 学校林の名称(愛称)をご記入ください。
- 2.学校林設置・利用開始年: 西暦でご記入ください。
- 3.面積: 学校林の面積をhaでご記入ください(小数点以下第二位まで)。
- 4.学校との距離: 以下から選択してください。
 - 1「校地内」 2「隣接地」 3「1km/徒歩20分以内」
 - 4「それ以上」(具体的な距離を記入)

5.所有:

5-a 学校林の現在の土地所有者を以下から選択してください。

- 1 市町村(学校敷地(市町村立学校の場合)、もしくは市町村有林等)
- 2 都道府県(学校敷地(都道府県立学校の場合)、もしくは都道府県有林等)
- 3 国(国有林、その他の国有地)
- 4 財産区
- 5 一部事務組合
- 6 生産森林組合
- 7 財団法人
- 8 社団法人
- 9 地縁法人
- 10 NPO法人
- 11 地区の共有林管理団体など(集落有、社寺有、大字有、記名共有などを含む)
- 12 学校法人(私立学校の場合)
- 13 企業
- 14 個人
- 15 その他

5-b 所有の形態(土地所有者との権利関係)を以下から選択してください。

- 1 学校の所有(公立学校の場合は、学校設置自治体の所有地)
- 2 分収林等(国有林における学校分収林、地域の共有林の分収契約等)
- 3 借地等(所有者との契約による有期、無期の借地)
- 4 使用許可・利用協定による使用(口頭での了解等も含む)
- 5 その他

6.主な樹種: 以下から学校林の主な樹種を選択してください(複数選択可能)。

針葉樹

- a 「スギ」 b 「ヒノキ」 c 「アカマツ・クロマツ」 d 「カラマツ」
e 「その他」 f 「不明」

広葉樹

- g 「コナラ・ミズナラ」 h 「ブナ」 i 「カバ」 j 「シイ・カシ」
k 「その他」 l 「不明」

その他

- m 「竹」 n 「果樹」 o 「その他」 p 「不明」

*e、k、h（その他）の場合、樹種名を記入してください

7.管理作業: 学校林の管理作業の従事者について、作業者 a~lの各欄に作業頻度を以下から選択して記入してください。作業に従事していない欄については空白で構いません。

- 1 「ほぼ毎日」 2 「毎週」 3 「毎月」 4 「学期、季節ごと」
5 「年に一回」 6 「数年に一回」

※共有林団体、地縁組織・・・財産区、生産森林組合、地区の共有林管理組織、
地縁組織（地区、自治会、町会、町内会等）

8.設置・利用開始時の目的:

学校林が設置、利用開始された当時の主な目的（現在の利用内容とは異なる場合もある）について以下から選択してください。

(複数選択可能)

- 1 学校の基本財産、建築・燃料資材としての利用
2 林業教育での利用
3 教科教育での利用
4 環境教育での利用
5 課外・特別活動での利用
6 その他

9.今後の方針:

学校林について、今後の方針を以下から選択してください。

また、「3 縮小、廃止」の場合は、その理由を選択してください。

1 現状維持

2 拡大

3 縮小、廃止

(拡大の理由：主なものを一つ選択)

- 1 教育利用の需要増加
2 木材利用の拡大
3 地元、外部団体等との協力体制
4 助成金の獲得
5 土地所有者の意向
6 その他

(縮小、廃止の理由：主なものを一つ選択)

- 1 当初の目的を喪失(もしくは達成)
2 借地、分収契約、利用協定の期限切れ
3 管理が負担
4 土地を学校の他の施設に充当
5 開発等、学校外での土地利用変化
6 その他

<学校林の利用>

10.利用の有無: 学校林の利用の有無について,(有 無)から選択してください。

ご記入にあたっては、過去一年間の利用状況からご判断ください。

無の場合、主たる理由を一つ以下から選択してください。

- 1 学校林への距離が遠い
- 2 教育時間が確保できない
- 3 森林の管理が行き届かず、利用が困難
- 4 その他

11.利用形態: 設置時の目的に拘わらず、現在の利用についてお答えください。

a~gについて、それぞれ利用頻度を以下の1~5から選択してください。

- a. 「林業」：植林、下刈り、枝打ち、間伐等の体験、維持管理作業含む
- b. 「教科」：教科教育での利用
- c. 「総合」：総合的な学習の時間での利用
- d. 「生徒会」：児童会、生徒会、また委員会活動での利用
- e. 「特別」：緑の少年団活動や全校行事での利用
- f. 「課外」：部活動、同好会活動、放課後の活動での利用
- g. 「その他」

(利用頻度)

- 1 ほぼ毎日
- 2 毎週
- 3 毎月
- 4 学期、季節ごと
- 5 年に一回
- 6 数年に一回

12.利用内容:

学校林の利用内容について、以下のキーワードからあてはまるものを、5つまで選択してください。

1 植林・植樹	2 下草刈枝打ち	3 清掃	4 名札	5 植物観察
6 動物観察	7 植物採集	8 動物採集	9 植物調査	10 動物調査
11 地域調査	12 森林の機能	13 測樹	14 森で働く人	15 巣箱
16 工作	17 陶器	18 炭焼き	19 絵を描く	20 詩を作る
21 読書	22 音楽	23 散策	24 マラソン	25 探検
26 基地	27 体育	28 ゲーム	29 森林教室	30 椎茸栽培
31 養蚕	32 その他栽培	33 山菜茸採り	34 料理	35 僕の木私の木
36 腐葉土作り	37 キャンプ	38 登山	39 山小屋作り	40 ビオトープ
41 オリエンテーリング	42 木登り	43 間伐体験	44 生物多様性	45 里山保全
46 その他				

13.木材の利用:

学校林で伐採した木材利用の実績について、(有 無)から選択してください。

有の場合、もっとも最近の伐採年をお答えください。

また、その利用内容についてお答えください(複数選択可能)

- 1 木材を売却して、学校運営に寄与
- 2 校舎建築・改築に使用(構造・柱・内装等)
- 3 机、椅子、本棚、遊具の制作
- 4 図工や美術、技術科等で、工作の材料として使用
- 5 燃料としての利用
- 6 その他

14.利用上の問題点:

学校林を利用する上での、問題点について以下から選択してください(複数選択可能)

- 1 教職員の森林に関する知識、指導体制
- 2 教育時間の確保
- 3 安全管理
- 4 遊具、トイレ等の施設、設備
- 5 木材価格の低迷
- 6 伐採、下刈り等の技術、道具の不備
- 7 その他(具体的に記入ください)

15.行政、各種団体の利用支援、地域社会との連携:

行政機関、地域住民、森林組合や林業関係団体、NPO法人等からの、学校林利用に関わる支援 や連携の状況について、(有 無)から選択してください。

有の場合、その支援主体連携先と内容について、その組み合わせをお答えください。

(5組まで選択可能)

(主体)

- 1 市町村
- 2 都道府県
- 3 国(国有林等)
- 4 森林組合、林業団体
- 5 財産区、地区の共有林管理組織、地縁組織(地区、自治会、町会等)
- 6 市民団体、NPO法人、助成財団等
- 7 企業
- 8 個人
- 9 その他

(内容)

- 1 活動への資金助成、補助(苗木や用具提供も含む)
- 2 講師派遣(林業体験、自然観察、歴史授業など)
- 3 学校林の環境整備・管理作業の実施
- 4 その他

16.学校林を防災拠点、施設として位置づけていますか？ (有 無)から選択してください。また、有の場合その内容を選択してください。

- 1 避難場所
- 2 土砂防備、防潮林等の保安機能
- 3 その他

最後に、学校林活動に関する特記事項、活動実施に必要な支援、その他ご意見等がございましたら、お願いします。

ご協力、ありがとうございました。

発行 公益社団法人 国土緑化推進機構

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4

砂防会館別館（B棟5階）

電話 03-3262-8451（代表）

<http://www.green.or.jp/>